

放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針の概要

平成 23 年 11 月 11 日 閣議決定

基本的な方向

- ・ 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処は、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるために行うもの。
- ・ 国は、環境汚染への対処の進捗状況の定期的な点検を行い、その結果を踏まえてこの基本方針を適宜見直すものとする。

監視及び測定に関する基本的事項

- ・ 国による監視及び測定
- ・ 都道府県による監視及び測定

汚染廃棄物の処理に関する基本的事項

- ・ 住民の生活の妨げとなる廃棄物の処理を優先。
- ・ 現行の廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理体制、施設等を積極的に活用。
- ・ 処理に当たっては、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮。
- ・ 安全性を確保しつつ、可能な限りにおいて、減容化。
- ・ 指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行う。

土壌等の除染等の措置に関する基本的事項

- ・ 人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に計画を策定し、線量に応じたきめ細かい措置を実施。特に子どもの生活環境については優先的に実施。
- ・ 追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す。空間線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意。
- ・ 追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト未満である地域については、長期的な目標として追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となることを目指す。

○除染特別地域に関する事項

- ・ 除染特別地域のうち、追加被ばく線量が特に高い地域以外の地域については、平成 26 年 3 月末までに、土壌等の除染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌等を、仮置場へ逐次搬入することを目指す。
- ・ 追加被ばく線量が特に高い地域においては、まずは国がモデル事業を実施。

土壌等の除染等の措置に関する基本的事項（続き）

○除染実施区域に関する事項

- ・ 除染実施計画の策定に当たっては、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とする。除去土壌等の量に見合った仮置場の確保を前提としたものとする。
- ・ 追加被ばく線量が比較的高い地域については、必要に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃等を行うことが適当。追加被ばく線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行うとともに、地域の実情に十分に配慮した対応を行う。

○土壌等の除染等の措置の実施に当たって配慮すべき事項等

除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

- ・ 除去土壌の収集等の実施に当たっては、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮。

その他重要事項

○汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等

- ・ 土壌等の除染等の措置に伴い生ずる土壌及び廃棄物について、当分の間、市町村又はコミュニティごとに仮置場を確保。
- ・ 事故由来放射性物質により高濃度に汚染された廃棄物及び土壌が相当量発生している都道府県については中間貯蔵施設を確保。
- ・ 中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行う。
- ・ 中間貯蔵後の扱いは、今後の技術開発の状況を踏まえて検討。

○調査研究、技術開発等の推進等

○住民理解の促進等

○その他配慮すべき事項

- ・ 事業者は、当該従事者が受ける放射線量を管理等。
- ・ 地元雇用の確保に配慮。